○清須市検察審査員候補者予定者選定規程

平成２２年１１月３０日

選挙管理委員会告示第５１号

（趣旨）

第１条　検察審査会法（昭和２３年法律第１４７号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定に基づき、清須市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う検察審査員候補者の予定者（以下「候補者予定者」という。）の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（選定に関する事務処理）

第２条　候補者予定者の選定に関する事務は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が処理する。

（候補者予定者の員数）

第３条　委員会が選定すべき候補者予定者の員数は、法第９条の規定により名古屋第１検察審査会事務局及び名古屋第２検察審査会事務局から割り当てられた第１群から第４群までのそれぞれの員数（以下「群別候補者予定者数」という。）と同数とする。

（候補者予定者の選定）

第４条　候補者予定者の選定は、毎年９月２日の定時登録の選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２７条第１項の規定により選挙人名簿に同法第１１条第１項若しくは第２５２条又は政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）の中から、くじにより前条に規定する委員会が選定すべき群別候補者予定者数の員数分を選定する。

２　前項のくじは、清須市裁判員候補者予定者選定規程（平成２２年清須市選挙管理委員会告示第５２号）第４条第２項の規定の例により行うことができる。

３　検察審査員候補者予定者名簿における記載順は、前項のくじにより選定された順とする。

４　第２項の場合においては、群の編成は、選定された候補者予定者の名簿の配列順に従って群別候補者予定者数だけ第１群から順次その所属の群とする。

（選定録）

第５条　委員長は、選定録を作り、選定の顛末を記載し、これに署名するものとする。

２　選定録は、委員会において１年間保存するものとする。

３　選定録の様式は、別に定める。

（雑則）

第６条　この告示に定めるもののほか、候補者予定者の選定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年１１月３０日から施行する。